

健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第5号イ・ロで規定する第一種施設

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

健康増進法施行令（平成14年政令第361号）

規定する法律	その条項	該当施設
① 学校教育法（昭和22年法律第26号）	第1条	学校（第97条に規定する大学院の用途に供する施設を除く）
	第124条	専修学校（高等課程、専門課程又は20歳未満の者が主として利用する）一般課程
	第134条第1項	各種学校（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
② 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）	第14条	防衛大学校及び防衛医科大学校
③ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）	第15条の7第1項第2号	職業能力開発短期大学校
	第15条の7第1項第3号	職業能力開発大学校
	第27条第1項	職業能力開発総合大学校
④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）	第12条第1項第5号	国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（水産大学）
⑤ 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）	第11条第1項第1号	独立行政法人海技教育機構の施設（海上技術学校及び海上技術短期大学校）
⑥ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）	第16条第6号	国立看護大学
⑦ 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）	第33条の2	陸上自衛隊高等工科学校
⑧ 国土交通省組織令（平成12年政令第255号）	第192条	航空保安大学校
	第254条	海上保安大学校及び海上保安学校
⑨ 上記のほか次に掲げる教育施設		
ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第13条第3項第1号	児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設
	第18条の6第1号	保育士を要請する施設
イ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）	第2条第1項第1号及び第2号	養成施設
ウ 理容師法（昭和22年法律第234号）	第3条第3項	理容師養成施設
エ 栄養士法（昭和22年法律第245号）	第2条第1項	栄養士養成施設
オ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）	第19条第2号	保健師養成所
	第20条第2号	助産師養成所
	第21条第3号	看護師養成所
	第22条第2号	准看護師養成所
カ 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）	第12条第2号	歯科衛生士養成所
キ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	第5条第1項	養護教諭養成機関
	別表第1備考第2号の3及び第3号	幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関
	別表第2の2備考第2号	栄養教諭の教員養成機関
ク 社会福祉法（昭和26年法律第45号）	第19条第1項第2号	養成機関
ケ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	第55条第3項	自動車整備士の一種養成施設
コ 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）	第20号第1号	診療放射線技師養成所
サ 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）	第14条第2号	歯科技工士養成所
シ 美容師法（昭和32年法律第163号）	第4条第3項	美容師養成所
ス 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）	第15条第1号	臨床検査技師養成所
セ 調理師法（昭和33年法律第147号）	第3条第1号	調理師養成施設
ソ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）	第11条第1号	理学療法士養成施設
	第12条第1号	作業療法士養成施設
タ 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）	第5条第1号	製菓衛生師養成施設
チ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）	第12条第1項	柔道整復師養成施設
ツ 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）	第14条第1号	視能訓練士養成所
テ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）	第40号第2項第1号	養成施設
ト 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）	第14条第1号	臨床工学技士養成所
ナ 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）	第14条第1号	技師装具士養成所
ニ 救急救命士法（平成3年法律第36号）	第34条第1号	救急救命士養成所
ヌ 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）	第33条第1号	言語聴覚士養成所
ネ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）	第11条第1項第1号	施設
ノ 農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）	第3条第1号	教育機関（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
ハ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）	第155条第1項第4号及び第2項第7号、第160条第3号第161条第2校、第162条並びに第177条第7号	文部科学大臣が別に指定する教育施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
	第1条の5第1項	病院
	第1条第2項	診療所
⑩ 医療法（昭和23年法律第205号）	第2条第1項	助産所
⑪ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）	第2条第12項	薬局
⑫ 介護保険法（平成9年法律第123号）	第8条第28項	介護老人保健施設
	第8条第29項	介護医療院
⑬ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）	第29条第1項	難病相談支援センター
⑭ 施術所	－	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師がその業務の用途に供する施設
⑮ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第6条の2の2第1項	障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）
		（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）
	第6条の3第1項	児童自立生活援助事業
	第6条の3第2項	放課後児童健全育成事業
	第6条の3第3項	子育て短期支援事業
	第6条の3第6項	地域子育て支援拠点事業
	第6条の3第7項	一時預かり事業
	第6条の3第9項	家庭的保育事業の用に供する施設
	第6条の3第10項	小規模保育事業
	第6条の3第12項	事業所内保育事業
	第6条の3第13項	病児保育事業の用に供する施設
	第7条第1項	児童福祉施設
		（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）
⑯ 母子保健法（昭和40年法律第141号）	第59条第1項	（6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）規定する施設
	第22条第2項	母子健康包括支援センター
⑰ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）【通称：認定こども園法】	第2条第6項	認定こども園
⑱ 法務省設置法（平成11年法律第93号）	第8条第1項	少年院及び少年鑑別所

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

	該当施設
行政機関がその事務を処理するために使用する施設 （政策や制度の企画立案業務が行われているもの）	中央官庁（地方支分部局を含む。）の庁舎
	都道府県・市町村の庁舎
	国及び地方公共団体に設置が義務付けられている施設
※国会、裁判所、独立行政法人、地方独立行政法人等は、第二種施設	上記と類似業務を行う施設又は業務を分掌されている施設
	国および地方公共団体のみが設置することができる施設